

公開用

再審請求趣意書

補充書面

平成25年6月14日

菊池事件再審弁護団

(注1) 公職又は公的な立場にあった者以外の氏名は伏せ字にし、●ア●、●イ●、●ウ●～で表示してあります。

(注2) 地名は、●A●、●B●、●C●～で表示してあります。

目 次

第1	はじめに	1
第2	「特別法廷」と実質的弁護権の放棄について	1
第3	本件における証拠保全手続の違法性－親族供述の証拠能力－	3
第4	着衣の問題点－事件本人の上衣への血痕付着状況の不合理性－	8
1	序論	8
2	被害者のご遺体の創傷状況	9
3	創傷状況等から明らかとなる被害者の出血状況	9
4	推認される犯人の上衣への血痕付着状況	11
5	事件本人の着衣への血痕付着状況における決定的矛盾	13
6	結論	14
第5	凶器とされた短刀に関する重大な疑問点	
	－事件本人は本件短刀を所持していなかった－	14
1	はじめに	14
2	事件本人の所持を基礎づける事実の不存在、矛盾、あいまいさ	15
3	一連の手続の全体に瑕疵がある	29
第6	事件本人の「自白供述」の問題点	31
1	序論	31
2	本人の供述録取書、員面調書とされるものが作成されるに至った経緯とその 異様性	31
3	本人の供述録取書とされるもの及び本人の員面調書とされるものの中身と評 価	38
4	証拠排除論	43
5	事件本人の「供述」の問題点のまとめ	47
第7	結語	47
別紙	事件本人の持っていたとされる「刃物」についての親族の供述の変遷と捜査状 況・採証状況	

再審請求趣意書 補充書面

平成25（2013）年6月14日

菊池事件再審弁護団

第1 はじめに

本件確定判決がハンセン病をめぐる差別・偏見のもと、憲法違反の訴訟手続によってなされたものであること、また、実体的にもその証拠評価及び事実認定が極めて脆弱であることは、平成24年11月7日付要請書添付の再審請求趣意書（以下「趣意書」という。）において指摘しているとおりである。

本書面では、さらに、本件確定判決の問題点のなかでもとりわけ重大であって看過できない点、すなわち、①「特別法廷」と実質的弁護権の放棄の問題、②本件における証拠保全手続の違法性、③事件本人の上衣への血痕付着状況の不合理性、④凶器とされた短刀に関する重大な疑問点、及び⑤事件本人の「自白供述」の問題点について補充し、本件確定判決がもはや手続的にも実体的にも到底是認し得ないものであることを明らかにする。

第2 「特別法廷」と実質的弁護権の放棄について

- 1 趣意書においては、憲法に違反するような適正手続違反は再審事由となりうることを指摘した上で、その事実として、「特別法廷」での公判が憲法37条1項に違反することを指摘し、本事件における弁護人による弁護が実質的弁護権を放棄したものであるべきものであって、これを看過した裁判所の訴訟指揮を含めて、憲法37条3項に違反する手続であったことを論証した（趣意書52ないし65頁）が、なお、以下の点を補足しておきたい。
- 2 「検証会議報告書」によれば、裁判所法が施行された1947年以降1972年2月29日までの間に、ハンセン病を理由に裁判所外の開廷場所の指定がなされたものは、全部で95件であり、内94件が刑事事件とされている。

これらの中には、刑務所や拘置所で開かれたものも含まれており、そのすべ

てがハンセン病療養所内に仮設されたいわゆる「特別法廷」によるものではないが、いずれも拘禁施設ないし隔離施設（以下においては、これらの施設において開廷されたものも含めて特別法廷という）であって、これらが憲法37条1項にいう「公開の裁判」を保障する施設でないことは争う余地がない。

3 以上の事実から判明することは、以下の2点である。

第1の問題は、これらのすべての事件において、ハンセン病患者ないし元患者に対するこれらの「特別法廷」における審理が憲法違反であり、本来の裁判所で開廷されるべきだとの主張が、弁護人からは全くなされたことがないということである。

このことは、裁判所法69条2項に基づいて「特別法廷」を開催することの許可を最高裁判所に求めた当該事件担当の裁判官を含めて、裁判に関与した法曹のすべてが、ハンセン病に対する偏見を有し、「らい予防法」に基づく隔離政策を支持、加担していたという事実を物語るものであり、本件の第一審国選弁護人に固有の偏見によるものではなかったことを明らかにするものである。

したがって、本件における「特別法廷」での審理や弁護不在というべき弁護人の著しい職務違反は、「らい予防法」によるハンセン病差別それ自体がもたらしたものだというべきこととなる。

第2の問題は、こうした「特別法廷」が、実に1972年2月29日まで、許容されていたということである。

「らい予防法」を違憲であるとする熊本地裁判決は、遅くとも1960年には、「らい予防法」による隔離は、憲法違反を問われるべきことを明らかにしているから、日本の裁判所及びこれらの刑事裁判に関与した検察官、弁護人らは、その後12年間にもわたって、憲法違反と認識すべき隔離政策に起因する「特別法廷」を是認していたということになる。

4 したがって、本件再審理由として主張されている「特別法廷」の問題は、わが国の司法における、ハンセン病隔離政策への加担の歴史を憲法に照らして剔

決するという歴史的な使命を担うものというべきであり、これを不問にしたまま本件確定判決を是正しないことは、わが国の司法のそもそもの存在根拠自体が崩壊することにつながると認識すべきである。

第3 本件における証拠保全手続の違法性—親族供述の証拠能力—

- 1 本件確定判決における有罪認定の柱というべき証拠の一つが、事件本人の叔父（●イ●、以下「●イ●」という。）、大伯母（●ウ●、以下「●ウ●」という。）による、いわゆる裁判官面前供述である。

これらの尋問は、刑事訴訟法227条に基づいて、両名に対し、1951（昭和26）年7月11日に実施され、●ウ●に対しては、同年9月1日にも実施されている。

事件本人に対する逮捕状が請求されたのが7月10日、逮捕されたのが7月12日、単純逃走の罪で起訴されたのが8月2日であるから、7月11日の尋問は、逮捕状請求の後、逮捕される前に実施されたものであり、9月1日の尋問は、単純逃走罪についての起訴後ということになる。

- 2 これらの供述は、次の2点において、本件確定判決の証拠構造において主要な位置を示している。

第1は、事件当夜に事件本人が訪ねて来て、被害者を殺害してきた旨告げたという（伝聞）証拠としてである。

親しい身内が、このように供述したという事実の重みの故に、この点は有罪判決の最も主要な証拠となっている。

第2は、9月1日の●ウ●供述が本件犯行の凶器とされている短刀発見の経緯を裏付けたという意味である。

したがって、こうした供述の証拠能力が否定されるに及べば、本件確定判決の有罪認定の枠組みは、その根底から瓦解することになる。

- 3 刑事訴訟法227条は、検察官、検察事務官、又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が、公判期日においては圧迫を受け、前にした供述

と異なる供述をする虞があり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合に、第一回公判前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる」と定めている。

こうした証拠保全手続には、次のような問題がある。

第1は、証人に対する尋問にあたって、被疑者、被告人、あるいは弁護人の立会権がなく、立ち会いを許すかどうかは裁判官の裁量とされているということである（最決昭和28年4月25日刑集7巻4号876頁）。

しかしながら、被疑者、被告人らに尋問の機会を全く与えないことは、刑事被告人に、「すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ」ることを保障した憲法37条2項に抵触するおそれがあるというべきであり、判例も

「本条により被告人、被疑者または弁護人に審問の機会を与えずに作成された証人尋問調書を、その証人が公判廷において尋問され、被告人側の反対尋問にさらされ、その証人尋問調書につき尋問を受けた場合に、証拠としても憲法37条2項に違反しない」（最判昭和35年12月16日刑集14巻14号1947頁）としているところである。

したがって、このような証拠保全手続における証人尋問は、後に公判において証人が被告人らの審問（反対尋問）を受けることが前提とされているというべきものである。

第2の問題は、宣誓の上での尋問を受けるため、供述者は、尋問後に、その供述内容を覆した場合に、偽証罪に問われることになりかねないという点である。

特に、検察官らの取調べ当初の段階で、供述者の記憶があいまいな状態において、その供述内容の裏付けがとれていない状況下で、このような手続が実施されると、偽証罪という「圧迫」の故に、供述者が、その供述内容の変更をなしえず、あいまいな記憶に基づく供述や取調官の誘導・強要等による供述が固定化されてしまうという虞を孕んでいる。

4 以上のような理由から、同法227条に基づく証人尋問は、その必要性が厳格に審査された上で実施されるべきであることは当然である。

同法227条が、その要件として掲げているところは、「公判期日において圧迫を受け前にした供述と異なる供述をする虞」である。

ここでの圧迫とは、一般に、特定の傍聴人がいることで畏怖心が生じたり、困惑あるいは羞恥心を抱くような状況が想定されており（条解刑事訴訟法394頁）、被告人による圧迫は含まれない。蓋し、被告人には、憲法37条2項による反対尋問権が保障されているからである。

また、「前にした供述と異なる供述をする虞」については、程度は緩やかとはされているものの、あくまで具体的な事情に基づいて異なる供述をする蓋然性があることであり、同法227条に基づく証人尋問は、こうした蓋然性が認められる場合でなければ実施することは許されないというべきである。

したがって、法227条の証人尋問がなされたにもかかわらず、その後の公判において、当該証人が全く審問されなかった場合、あるいは、その証人尋問の必要性についての具体的な吟味がなされず、「圧迫を受け前にした供述と異なる供述をする虞」が認められない場合に実施されたような場合においては、その証人尋問調書は証拠能力を欠くというべきである。

5 以上に論述したところを前提として、本件において●イ●、●ウ●両名に対して7月11日に実施された法227条に基づく証人尋問調書の証拠能力を検討してみると、以下の事実が明らかとなる。

第1は、これらの証人については、圧迫によって供述内容を変更するような状況は全くなかったということである。

そもそも、事件本人に関する公判は、「特別法廷」が予定され、傍聴人の存在自体が前提とされていないというべきであるが、この点は措いても、両証人は、事件本人の親族一統の長とも言うべき立場にある人物であり、事件本人の身内が傍聴人として存在したとしても、いささかもこれに圧迫を受ける関係に

はなかったものである。

このことは、7月11日の証言に先立って唯一作成された7月8日付の●ウ●の司法警察員に対する供述調書において「松夫と身内で私たちも恥になりますので、松夫の事を心配して今頃どこにどうしておるだろうなど感じた事はありませんでした。はやく捕られるとよか。死んでもすればよかたいと思うておりました」等と端的に表明されており、事件本人の存在を一族にとって迷惑であると表現し、「早く死ねばよか」と発言したこと等をあからさまに供述しているし、証言においても事件本人に「死ね」と述べた旨を供述している。

第2は、事件本人が未だ逮捕されておらず、その所在すら不明の段階で実施されているということである。

この段階においては、そもそも証人尋問に立ち会うこと等不可能であり、このような状況下で証拠保全尋問を行うことは、前掲最判昭35・12・6の判旨に照らしても法227条が全く予定していなかったものと言うべきであって、同法に違反し、憲法37条2項に違反する違法収集証拠というべきである。

その上で、本件においては、弁護人の同意によって、●イ●・●ウ●の両証人は公判での尋問もなされていないのであるから、こうした違法は全く治療されていないものである。

また、このような被疑者逮捕前の段階においては、逮捕後の取調べにおいて、被疑者が犯行を認めるのかどうかすら判明していないのであるから、「前にした供述と異なる供述をする虞」の有無を判定することすら不可能である。

第3は、両証人が司法警察員の取調べを受けたのは、●イ●の場合は、銃刀法違反で（別件）逮捕された7月9日1回のみであり、●ウ●の場合も7月8日の一回のみであり、検察官による取調べ以前の段階で、その供述内容の裏付けもされておらず、供述内容が固まってもいない段階だったということである。

こうした事実は、これらの供述が、捜査官の誘導等によってなされた可能性を払拭し得ない事情と言うべきであり、検察官が、誘導等によって得られた両

証人の初期供述を固定化しようとの目的の下でなされたものである疑いが極めて濃厚である。

特に、些細な銃刀法違反で逮捕されていた●イ●については、法227条が要件の一つとして掲げる「前にした供述」の任意性にすら疑いを抱かしめるものであり、このような状況下におかれた同証人に法227条の尋問を行うことは、論外というべきものである。

6 次に、9月1日に●ウ●に対して実施された2回目の法227条に基づく証人尋問についてであるが、既に実施した7月11日の尋問に重ねて、再度このような証拠保全手続を実施する必要性は全くなかったという外はない。

既に7月11日に実施されており、「前にした供述と異なる供述をする虞」はないからである。

にもかかわらず、逃走罪で起訴された後の9月1日に、このような手続がとられた理由は、凶器とされた短刀の発見の端著が、7月11日の尋問調書では証言されていなかったということにあることは明らかである。

蓋し、7月11日の尋問調書と9月1日の尋問調書とを対比してみると、その相違点は次の2点しかないからである。

その第1は、9月1日の調書では、事件本人が同女に対し、「包丁を肥料小屋の土手にさしておいたけん、●C●に言ってくれ」と告げた旨の証言があり、7月11日の調書には、全く触れられていないことである。

第2は、7月11日の調書では、7月6日夜の事件本人の所持品について「手には1.8寸位の刃物のような物を持っており、ぴかんぴかんしませんでしたので、何かで包んで居ったものと思います」となっていた箇所を、9月1日の調書では「左手に一尺ばかりの白い棒の様な物を持っておりました」と変わり、それがどんなものであったかの問いに対しては、「光りもせず、白ぎれで巻いてあったかどうかははっきり見ておりません」ので刃物の様であったかどうかは「わかりませんでした」と変化していることである。

こうした証言内容の相違は、後述の短刀の発見経過と深くかかわるものであり、7月11日段階の●イ●、●ウ●の証言では、凶器を所持していたことになっており、「肥料小屋の包丁」は、本件犯行とは全く無関係とされていたところ、その後何故にかこの包丁が凶器とされるに至ったところから、

① 7月6日当夜に事件本人は刃物を持っていたという事実を否定し（これを否定しなければ、短刀が凶器であるとする捜査方針に反することになる）

② 短刀の発見が、●ウ●の供述を端著とするという事実を後付ける必要性に迫られて、9月1日の証人尋問がなされたものであることを明らかにしている。

そうだとすれば、こうした9月1日の証人尋問は、7月11日の尋問調書の内容では、都合が悪くなってしまったという検察官にとっての必要性から実施されたものであり、法227条の要件は全く備わっていないものと厳しく批判せざるを得ないものである。

7 以上からすれば、法227条による●イ●・●ウ●両証人の供述調書の証拠能力は否定されるべきであり、事実認定の証拠から排斥すべきである。

本件確定判決が●イ●・●ウ●の供述調書について、その証拠の標目として掲げるのは、これらの裁判官面前調書のみであり、これらが証拠から排除されるに及べば、本件確定判決の証拠構造は全面的に崩壊するに至ることは必定である。

第4 着衣の問題点－事件本人の上衣への血痕付着状況の不合理性－

1 序論

事件本人の着衣及びタオルへの血痕付着状況に関連した本件確定判決の脆弱性については、趣意書の第三章、第2の3において既に指摘したところであるが、事件本人の着衣及びタオル、特に、事件本人の上衣については、被害者のご遺体の創傷状況及びそこから推認される被害者の出血状況をより詳細に検

討することにより、血痕付着がないことの不合理性が一層明確となる。

本項では、趣意書における論旨の補充として、事件本人の上衣への血痕付着状況の不合理性を具体的に指摘する。

2 被害者のご遺体の創傷状況

昭和27年7月7日付け信岡徳死体検案書、同月18日付け世良完介鑑定、及び、昭和29年7月19日付け北條春光鑑定から認められる被害者のご遺体の創傷状況をより具体的に指摘すると、以下のとおりである。

- ① 被害者のご遺体には、合計26の創傷が存在している。
- ② このうち、頭部、顔面、頸部及び項部（すなわち、両肩より上部）に17の刺創・切創・刺切創が存し、左右手部（すなわち、左右の手首より先の部分）に、4の切創が存している。
- ③ さらに、被害者の頸部に存する創傷のうち、昭和29年7月19日付け北條春光鑑定の第3図の6の創傷は、左頸部から咽頭内腔に達する創傷である。昭和27年7月18日付け世良完介鑑定によると、同創傷は、創口が4つの連続した創傷であり、右総頸動脈の大部を裁断し、同静脈幹を全断するものである。また、昭和29年7月19日付け北條鑑定によると、この創傷は、深さが約19cmにも及ぶものであり、右総頸動静脈を全断している。

3 創傷状況等から明らかとなる被害者の出血状況

以上の被害者ご遺体の状況から明らかになるのは、次の2点である。

- (1) 第1は、被害者のご遺体に認められる創傷のうち、およそ8割にあたる大部分の創傷が、被害者の衣服に全く、もしくはほとんど覆われていない箇所に存しているということである。

すなわち、被害者のご遺体発見状況に関する昭和27年7月7日付け実況見分調書の図面及び写真から分かるとおり、被害者は、殺害された当時、長袖上衣と長ズボン、及び帽子を着用していたものと認められるが、手袋やマスク、襟巻き等の着用は認められない。したがって、被害者の頭部、顔面、

頸部及び項部、左右手部の創傷が存する箇所は、ほぼ衣類から露出した部分となっている。（帽子によって覆われると思われる頭部箇所には、創傷は認められない。）

(2) 第2は、右総頸動静脈を全断している前第1項(3)の左頸部の創傷（以下「左頸部創傷」と言う。）からは、極めて大量の出血が、被害者の衣類によってほとんど阻害されない状態で、被害者の体外へ流出したはずであるということである。

上記のうち、(2)の点については、特に注目を要する。

右総頸動脈は、心臓からの大動脈弓より腕頭動脈を經由して派生し、心臓から拍出された血液を頭部に送る極めて重要で太い動脈である。心臓から近く、また、頭部へ送られる血流の総元の1つとなる動脈であることから、同動脈を通過する血流量は極めて多く、また、その流圧も極めて高いものとなる。

したがって、右総頸動静脈が全断されることにより、被害者の左頸部創傷からは、大量の血液が噴出と言うべき態様にて流出したはずということとなる。昭和27年7月7日付け信岡徳死体検案書が、被害者の死因の1つとして、「頸部刺創により大血管の損傷による大出血」を掲げていることや、被害者のご遺体発見現場に大量の血溜まりが存していることも、まさしく、被害者の左頸部創傷からの大量血液の噴出を強く示唆するものであろう。さらに、昭和27年7月18日付け世良完介鑑定は、被害者のご遺体について「心臓始め各内蔵器の血量は乏しく亡血の像著明なり」として死因を失血死とした上で、被害者の血液が主として逸失したとする創傷の1つとして、左頸部創傷を掲げており、この創傷からの大量血液の噴出を一層裏付けている。

加えて、左頸部創傷は、左頸部の中でも上部（左顎直下付近）に存しているのであるから、被害者が襟付きの上衣（「ワイシャツ型」）を着用していたことを考慮しても、当該創傷箇所は上衣の襟部によって覆われることはほとんど考えられず、創傷から流出する血液が衣類によって阻害されることもない。そ

れどころか、左頸部創傷の創洞が下方に向かっていることからすると、同創傷からの出血は、むしろ、上方に向かってまさしく「噴出」したものと考えられるのである。

すなわち、犯人による凶器の刺入と引き抜きにより、被害者の左頸部創傷からは、全断された右総頸動脈からの大量の血液が、衣類等により遮られることなく、上方向に向けて、被害者の体外に噴出したことが、被害者のご遺体の創傷状況等から合理的に推認されるのである。

4 推認される犯人の上衣への血痕付着状況

以上のとおり、被害者の創傷の多くが衣類によってほとんど覆われていない箇所存しており、その中でも、左頸部創傷からは、大量の血液の噴出が認められたと推認されることからすると、以下の理由により、犯人の上衣には、被害者の血液による大量の血痕が付着しているはずである。

(1) 左頸部創傷からの大量出血による血痕の存在の必然性

すなわち、上方から下方に刺入したと解される左頸部創傷が形成された状況として、想定されるのは、概ね、①犯人と被害者とがほとんど相対する位置関係で犯人により被害者の左頸部に向けて凶器が振り下ろされる形で凶器が刺入した、②被害者が低い姿勢（しゃがみ込む、座る、膝を着く等）となった状態で、立位の犯人が被害者の上方から凶器を被害者の左頸部に向けて振り下ろすことで凶器が刺入された、③被害者が地面に倒れた状態で、地面とほぼ水平方向から、立位ないし座位の犯人から凶器が被害者の左頸部に向けて刺入された、というものであるが、いずれの体勢を想定しても、少なくとも、凶器を持つ犯人の手や腕ないし袖は、凶器を左頸部創傷から引き抜いた際に、同創傷付近に極めて近接した位置に存することになる。また、その姿勢によっては、凶器を引き抜いた際に、犯人の前胸部あるいは前腹部は、同左頸部創傷の創口に極めて近い位置関係となる。

このように、犯人が被害者の左頸部創傷から凶器を引き抜いた際には、左

頸部創傷からは極めて大量の血液が衣類に阻害されることすらないまま被害者の体外へ上方に向けて噴出する上、その創口の近くには、必然的に犯人の腕や袖付近が存しており、場合によっては、犯人の前胸部や前腹部も創口付近に存していたことになるのであるから、犯人の上衣には必然的に左頸部創傷からの被害者の出血が付着するはずであり、少なくとも、犯人の上衣に、被害者の返り血が付着しないということは、およそ考えられない。このことは、左頸部創傷が4つの連続した創傷であること、すなわち、犯人は大量の出血が認められる同箇所を4回も凶器によって刺していることから、さらに肯首されよう。

もちろん、衣類に覆われた箇所からの出血も、凶器による衣類の穴を通じて被害者の外部に流出するはずであるから、これらの返り血も犯人の着衣に付着すると考えることが至極合理的ではあるが、仮にこの点を置くとしても、その損傷部位と各鑑定書の内容より考えられる左頸部創傷からの大量出血の状況からすると、少なくとも犯人の上衣に被害者の返り血の付着が存しないということは、到底考えられず、あり得ないと言っても過言ではないのである。

(2) その他の創傷からの出血による血痕付着の蓋然性

また、前記のとおり、左頸部創傷以外にも、被害者の衣類に覆われていない顔面、頭部、頸部、左右手部には多くの刺創・切創・刺切創が存している上、被害者の左右の掌には、いわゆる「防御創」と認められる複数の創傷が認められ、背面「バンド」にも草が相当多量に挟まっている（昭和27年7月7日付け信岡死体検案書）など、被害者は、犯人からの攻撃に対して、強い抵抗行動に出ており、被害者と犯人との間には、相当な攻防があったと認められることからすると、特に、被害者の左右手の防御創からの出血等は、犯人の着衣に付着しているはずと考えるのが相当である。

さらに加えれば、昭和29年7月19日付け北條春光鑑定の第1図の11

の創傷も、右頸部から右肺を穿通する深さ約18cmに及ぶ深い創傷であり、昭和27年7月7日付け信岡徳鑑定が、「深さ内側下方左鎖骨、胸骨関節に接して、左肺尖部に達し、肺尖実質を損傷し胸腔内に凝血を認む。」とした上で「頸部刺創により大血管の損傷による大出血、並肺臓損傷による出血並呼吸困難によるものと思われる。」として左頸部損傷と並ぶ致命傷の1つとし、かつ、昭和27年7月18日世良完介鑑定も、被害者の死因を失血死とした上で血液が逸失した主たる創傷の1つとして同創傷を掲げていることからすると、当該創傷からも相当程度の血液の流出が生じていると考えられる。そして、このことと、被害者と犯人の間で相当程度の攻防がなされていたことに鑑みると、一層、犯人の着衣には被害者の返り血が付着していたはずと考えられる。(なお、同信岡徳鑑定に「左肺尖部に達し、」とあるのは、昭和27年7月18日付け世良完介鑑定との比較によっても、「右肺」の誤記と思われる。)

(3) 小括

このように、被害者のご遺体の創傷状況等からすると、本件の犯人が犯行時に着用していた着衣には、被害者からの返り血による血痕が多数付着していたはずであり、特に、犯人の上衣に、被害者の血痕が付着しないという状況はおよそ考えられないのである。

5 事件本人の着衣への血痕付着状況における決定的矛盾

しかるに、趣意書にて既に詳述したとおり、事件本人が犯人であるならば犯行時に着用していたと推認される白シャツ(証第13号証)、国防色上衣(証第17号証)、白木綿シャツ(証第19号証)、及び、スプリングシャツ(証第20号証)の全ての上衣からは、腕部や袖口を含め、一切の血痕付着は認められていない。また、事件本人のズボンからも、被害者の血痕と認められるものの付着は認められていない。

犯人の着衣には、被害者の左頸部創傷からの大出血等による血痕付着がある

はずであることからすると、事件本人が犯人であるとした場合、事件本人の着衣に被害者の血液の付着がないことは、極めて重大な矛盾である。

特に、被害者の左頸部創傷からは噴出による大出血が認められたはずと考えられることからすると、事件本人を犯人と考えた場合、事件本人の上衣に、一切の血痕が認められないことは、極めて決定的な矛盾であると言うほかはないのであり、事件本人の上衣に血痕付着が一切認められないことから、事件本人の犯人性は明確に否定されていると言うべきである。

6 結論

以上の点からも、事件本人の犯人性を認めた本件確定判決の脆弱性はより一層明白である。

検察官には、事件本人の着衣への血痕付着状況に関する鑑定も行った上で、早期に再審請求を行うべき責務があると言うほかはない。

第5 凶器とされた短刀に関する重大な疑問点

—事件本人は本件短刀を所持していなかった—

1 はじめに

本件確定判決によって、本件短刀は、本件殺人の凶器であるとされ、事件本人がそれを使って被害者を殺害したとされている。しかしながら、被害者のご遺体に26ヶ所もの創傷があり、大量の出血があったとされているのに、本件短刀には血痕の付着が認められず、ご遺体の創傷に、本件短刀でなければ形成されえないような特異な点は全く認められていない。

そのうえに、本件短刀からは事件本人の指紋も全く検出されていない。これらの事実から判明することは、本件短刀が事件本人による本件犯行の凶器であるということを示す直接的な証拠に全くないということであり、確定判決が、本件短刀を凶器と認定するに至った根拠がその短刀の発見経過及び発見状況に関する関係者の供述のみであるということである。

この点に関する本件確定判決の脆弱性については、趣意書第三章、第2の2「本

件短刀についての問題点」で指摘したところであるが、以下では、その後に弁護団において検討した結果を踏まえて、特に、本件短刀の発見状況に関連する証拠が全く信用の置けないものであることを明らかにする。

本書面に添付した『事件本人の持っていたとされる「刃物」についての親族の供述の変遷と捜査状況・採証状況』は、本件短刀の発見の端緒となったとされる関係者の供述など捜査・公判の各段階における証拠の内容のうち関係する部分を注記したものである。以下の本文と併せて、適宜参照されたい。

2 事件本人の所持を基礎づける事実の不存在、矛盾、あいまいさ

(1) 7月9日領置されたというがそれは架空の話である

ア 本件短刀が被告人に示されなかったという異常性

本件短刀が発見・領置されたのは、平成27年7月9日であるとされている。その根拠とされているのは、同日付の白木兼輔ら作成の捜査報告書である。同報告書によると事件当夜に事件本人から「包丁」を小屋に隠してあると聞いた者の供述を録取し、それに基づいて捜索したところ、本件短刀を発見したというのである。つまり、訴追側のストーリーによると、発見時から、本件殺人の凶器である可能性が捜査機関には意識されていたことになる。同年7月10日付逮捕状に凶器が「あいくち」様とされていた事実からも、本件短刀が発見されていたとすれば、凶器である可能性が認識されていなければ全くおかしいことになるはずである。

そして、事件本人が逮捕されたのは7月12日である。

ならば、逮捕された事件本人に対し、発見・領置されていた本件短刀を直ちに示して、これに見覚えがないか等を確認する、という行為があるのが常識である。そして、その答が何であれ、その内容は調書になっているのが通常である。

ところが、捜査機関は、逮捕・勾留された事件本人に対して、本件短刀を示すことを一切やろうとしていないのである。事件本人は逮捕時に負傷して

いたが、それでも、弁解録取を受け、その後も何通もの供述調書を、公訴提起までの間に作成されている。ところが、その間、事件本人に対して、本件短刀は示されなかったのである。

殺人事件の被疑者として逮捕された者に対して、凶器と目されずでに領置済みの刃物を示さない、などというのは、常識では考えられない。

真実は、7月9日には本件短刀は存在していなかった、そればかりではなく、7月に発見・領置したというのは架空の話であったとしか考えられない。

イ 本件短刀が●ウ●・●イ●に示されなかったという異常性

訴追側のストーリーでは、●イ●ないし●ウ●が事件本人から聞いた内容を端緒にして捜索をしたところ、本件短刀を発見して領置したのだということであった。●ウ●の司法警察員に対する昭和27年7月8日付供述調書によると、あたかも事件本人が凶器を隠したかのような内容を話したことになっている。

そうであるならば、●ウ●（又は●イ●）に対して、間をおかずに、発見して領置した本件短刀を示して、供述どおりに短刀を発見したことを明らかにするのが常識であろう。そして、それに対する●ウ●（又は●イ●）の答が何であれ、本件短刀を示した際のやりとりの内容は、調書になっているのが通常である。

ところが、捜査機関は、本件短刀を領置したというのに、●ウ●にも●イ●にも、本件短刀を示していないのである。また、同年7月11日には同人らは証拠保全手続で裁判官の面前で尋問を受けており、検察官の尋問事項に従って質問をされているというのに、本件短刀のことは、兩人とも一切聞かれていないし、本件短刀は示されてもいないのである。凶器と目されていたはずの本件短刀が本当に7月9日に領置されているとしたら、その直後の裁判所での尋問において本件短刀発見の端著について確認すらされていないなどというのは、あり得ないことである。

これらのことは、7月9日に本件短刀が領置されたという事実は存在しておらず、後になってから、●ウ●が事件本人から聞いた内容を元にして同日に本件短刀を発見・領置したというストーリーが、捜査機関によって作られたのだと解する以外に全く理解することができない。

ウ 本件短刀が鑑定嘱託されなかったという異常性

本件短刀が発見・領置されたのは、平成27年7月9日であるという。本件短刀の捜索手続は、「被疑者藤本松夫が●ウ●に対し包丁を●Q●の小屋に置いているから直ぐ取りに行く様に実家に言ってくれと云ふ意味の●イ●の供述にもとづき該包丁の捜査を為した処」包丁を発見したとされている（同日付捜査報告書）。また、ご遺体を解剖した世良教授によると、本件殺人の凶器は、「幅二・八糎内外、棟の厚さ〇・三糎内外、長さ一九・〇糎以上を算する鋭利なる刃器」を用いたものと推定されていたというのである（昭和27年7月18日付鑑定書）。さらに、世良教授の同年10月7日付鑑定書によると、世良教授は、7月7日の解剖段階から鎌でも刺身包丁でもなく短刀らしきものだと思料し、その旨捜査官に伝えていたことが明らかにされている。

もしそうだとするならば、捜査機関は、発見・領置の当初から、本件短刀が凶器であるという推測を抱いていたことになる。本当にそうであったのなら、領置した次の段階には、この短刀から指紋の検出を試み、更にはこの短刀で被害者への創傷が可能であったのか、血痕が付着していないか等を確認作業が、当然に必要なはずである。

特に、7月18日には、世良教授の鑑定書が提出され、凶器が7月9日に発見・領置されていたはずの本件短刀と酷似していることが明らかになっていたのであるから、直ちに、本件短刀について鑑定嘱託がなされるはずである。

ところが、本件短刀について、指紋の検出は全く行われておらず、更に7月28日に、本件殺人事件に関すると思われる物が多数、鑑定の嘱託手続が執られた中に、本件短刀はなかったのである。

すなわち、九州大学医学部の北条春光教授の昭和27年11月20日付鑑定書によれば、7月28日、同学部の法医学教室に鑑定が嘱託されたのは以下の物であったという。

草刈鎌（証第10号）1本、脚絆（証第11号）1組、白シャツ（証第13号）1枚、帽子（証第15号）1個、タオル（証第16号）1枚、白木綿シャツ（証第19号）1枚、スプリングシャツ（証第20号）1枚、草刈鎌（証第21号）1本、血液の付着した紙片（証第22号）1個、血液（証第23号）1個及び血液（証第24号）1個（証拠番号は鑑定書中のものであり、裁判時のものとは異なる）。

これらはすべて、本件殺人が発生後、この日までに収集された事件に関係すると思われる物である。ところが、本件殺人に関連する物のうち、最も重要なものであるはずの本件短刀が、7月9日に既に領置されていたというのに、鑑定嘱託の手続が執られていないのである。

そして、実際に本件短刀が鑑定の嘱託に出されたのは、さらにそれから1か月後（領置から1か月半後）の8月29日だというのである。極めて異常なことであると言わなければならない。

この点、警察官である珠林兼三郎は、事件本人が逮捕された当時（昭和27年7月12日）は、本件短刀は「県警の鑑識課にやって居ましたのでありませんでした。」と証言した（昭和29年5月7日控訴審第4回公判調書）。しかしながら、鑑識に出されていたのであれば、指紋等の採取記録等が存在するはずであるのに、これらは全く提出されておらず、又仮に7月9日に領置された短刀が警察内部の鑑識で調べられていたにしても、そのことによって7月28日に他の押収物等とともに鑑定に出されていない点を説明することではできない。何故なら、本当に●ウ●の供述が存在し、それに基づいて本当に本件短刀が発見されたのならば、本件短刀は殺人事件の凶器であると思われたというのであるから、真っ先に鑑定されるべきなのが常識だから

らである。

このことは、本件短刀の不在、つまり、7月9日領置をめぐる一連の証拠が、架空の内容を記載していることを端的に裏付けている。

エ 小屋の所有者に本件短刀が示された時期の異常

本件短刀が発見・領置されたのは、平成27年7月9日であるという。仮に、それが事実であれば、同日における、捜索して発見し領置手続を執った一連の手続には、農具小屋の所有者である●ツ●を立ち合わせていないのであるから、すぐに同人から立入りの事後承諾を受けるとともに、同人に本件短刀を示して、その短刀に心当たりがないか等を確認し供述を録取するのが通常である。

ところが、同人に本件短刀が示されたのは、実に1か月半も経ってからである8月26日のことである（●ツ●の同日付供述調書）。極めて不自然なことであると言わなければならない。

これも、同人に示される時期までは、本件短刀が不存在であったことを裏付けている。つまり、7月9日の領置をめぐる一連の証拠は、架空の事実を記載したものである。

(2) 8月30日実況見分をめぐる事実の不自然さと矛盾

以上のとおりであるから、本件短刀が平成27年7月9日に発見・領置されたにしては、不自然な点が多すぎるのであり、本件短刀は7月9日に発見・領置されたものではない、と断じるほかない。

では、本件短刀は、いつ、どのように現れ、どのように採取されたのか。

この点に関して、同年8月30日、本件短刀を使用しての実況見分が、本件短刀が発見されたという●ツ●所有の農具置き場においてなされている（同日付実況見分調書）ことが重要である。しかしながら、その実況見分もまた不自然であり、かつ、他の証拠との間で明白な矛盾がある。本件短刀の発見・収集の過程はいよいよ疑わしくなってくる。

ア 実況見分が極めて不自然であること

まず、7月9日に既に領置されている本件短刀を使って、8月30日のような実況見分を行う意義が不明である。しかも、あたかも本件短刀が発見された際の現場がそのまま保存されているかのような記載になっている。すなわち、同実況見分調書によると、「凶器の位置」として、「出入口より向って左の方で竹壁の（図面第二表）奥の竹壁より0.23米、地上より1.15米の位置に柄を上、刃先を下方に向けて差し込んで在り一見して発見出来ない様に陰徳してあった。」などと書かれている。

7月9日に発見したというのが事実であるなら、領置してから50日も経っているのである。「差し込んで在り」や「陰徳してあった」かどうかは、実況見分してもわからないはずである。そもそも、本件短刀は、実況見分の立会人である●ツ●に対して、数日前の8月26日に示したばかりなのである。改めて同人を立ち合わせて、小屋に差してある状況を調べるのは極めて不自然である。

仮に、7月9日に本件短刀が差してあったのを警察官が見付けたという位置を指示説明により明らかにしたものであれば、その旨の記載となるはずである。ところが上記の記載では、あたかも8月30日の時点で本件短刀がそのように隠匿されつつ差してあった状況そのものが調べられたかのようになっている。

極めて不自然な記述であると言わなければならない。

イ 訴追側のもう一つのストーリーは8月30日発見であった

一審の検証（昭和28年4月2日）において、警察官・白木兼輔は、「捜査中聞き込みにより」農小屋に「刺身包丁をかくしてあるということを知り、珠林捜査主任の命により、木本、下田」と農小屋の「所有者●ツ●立ち合わせしめて、この小屋に刺身包丁を探しに来たのは、昭和27年8月30日午前11時頃でした。」と指示説明している（同日付検証調書）。

そして、「竹壁のところに切っ先を下方に向けて刺身包丁がさしてあるのを発見しました。」と述べている（同）。

このように、8月30日の本件短刀を捜索・発見・領置したという訴追側のストーリーがもう一つあったのである。このことは、7月9日の捜索・発見・領置が架空のものであり、後日の創作であることをみずから明らかにするものである。

ところが、次に見るように、その8月30日における手続もまた架空であると言わざるを得ないものであった。

ウ 8月30日には使用できなかったはずの本件短刀が使用された矛盾

世良完介教授の昭和27年10月7日付鑑定書によると、熊本県警から本件短刀の鑑定の依頼があったのは、同年8月29日だというのである。すなわち、「昭和27年8月29日熊本地方検察廳検察官検事大堀誠一氏は熊本市熊本城内二ノ丸熊本大学医学部法医学教室に於て短刀壹本を交付し左記事項を鑑定すべき旨余に囑託せられた。」のだという。それを受け世良教授は、「依て余は同日より同法医学教室に於て交付せられた右短刀について血痕検査に従事し、（後略）」とあるのである。そして「此鑑定日数は昭和27年8月29日より同年10月7日に至る40日間である。」と書かれている。

このように、世良鑑定書には、はっきりと8月29日に本件短刀が交付され、同日から10月7日まで鑑定を行った旨が記載されているのであるから、実況見分が行われた8月30日には、本件短刀は、熊本大学医学部法医学教室にあったはずであり、捜査機関は所持していなかったはずである。ところが、8月30日の実況見分においては、本件短刀を使った実況見分が行われたことになっている。

存在しないはずの物を存在するかのよう装って行われた実況見分なる行為は、捜査機関による虚偽の行為であり、その内容と結果は到底信用でき

ないものである。

エ 実況見分時の本件短刀の所在の矛盾は取り繕えていない

この点、検察事務官城武臣の証言（第5回公判調書）によると、熊本大学医学部法医学教室の世良完介教授のもとに本件短刀を持って行ったのは、

「昭和27年9月頃」とされている。すなわち、この時期に、「大堀検事の命令で包丁を鑑定して貰うために持っていきました」ということである。つまり、この城証言によると、8月30日に実況見分を行い、その後9月になって、世良教授のもとに本件短刀を持って行った、という事実関係の流れとなる。

しかしながら、世良鑑定書には、はっきり8月29日に本件短刀の「交付」を受け、「同日から」40日間にわたって鑑定が行われたと記載されているのである。

城証言が「9月頃」などと鑑定書と矛盾する証言となっているのは、世良教授に本件短刀を交付したのが8月29日であったとなると、8月30日に本件短刀を使って実況見分をした旨の実況見分調書の記載の信用性に疑いが生じるため、世良教授のもとに本件短刀を持って行ったのを実況見分実施後の9月まで遅らせる必要があったからだと思われる。しかし、そのように事後的に取り繕おうとしても、はっきりと鑑定の実事と矛盾する供述になってしまっている。8月30日付実況見分調書の記載の信用性が疑わしいことは否定し得ない。

オ 「8月30日」の「7月9日」への書換え

先述のとおり、本件短刀は平成27年7月9日に発見・領置されたのではない。領置されたはずの、凶器と目されていた物が、8月26日●ツ●に対する取調まで、関係者に示されてもいないし、鑑定にも出されていない。しかも、8月30日に本件短刀を使用して実況見分をしたという事実については、実況見分調書の記載が不自然極まりなく、また、鑑定書の記載と明白

に矛盾し、そこにあるはずのない本件短刀を使用したこととしているなど、本件短刀の本件事件へのかかわり自体疑わしい。

本件短刀は、いつ、どこから現れ、どのように採取されたのかがわからない。客観的証拠として取り扱うための前提を欠いている。

この点、一審第5回公判における司法警察員・白木兼輔の証言の調書の記載もまた、極めて不自然である。すなわち、同証言において白木は、本件短刀を農具置き場で発見した経緯について証言しているのであるが、調書中の日付の書換えがあるのである。

まず、検察官の質問は、当初は、「証人は昭和二十七年八月頃●ツ●所有の農小屋に行ったことがあるか。」であった。それに対する白木の証言は、当初は、「●ア●が殺害された夜被告人藤本松夫が●ウ●の家に行き、●ウ●に対して●Q●の小屋に包丁ばおいとるから取りに行ってくれと云ったという聞込により昨年八月三十日珠林警部補の命により木本、下田巡査等と共に●ツ●所有の農小屋を捜査し、小屋の中から刺身庖丁を発見し、その場で押収しました。」であった。

つまり、本件短刀を発見した時期について、検察官は「八月頃」であると想定して質問をし、それに対して「八月三十日」であると、本件短刀を発見したという警察官は証言した。

ところが、その調書は、何故か不明な理由で、事後的に、「八月頃」が「七月頃」へ、また、「八月三十日」が「七月九日」へと、訂正されているのである。

これらの訂正前の質問と証言は、前述の実況見分調書と符合しているものであり、調書が逐語的に採られていることからすれば、検察官の質問が、当初は8月頃に農小屋に行ったかどうかを尋ねるものであり、白木証言が、当初は8月30日に本件短刀の発見とされていたものであったことは、優に窺える。ところが、先述のとおり、8月30日に発見・領置というストーリーは

維持できない。

これらの事実は、7月の領置も架空であり、8月の本件短刀を使ったという実況見分も架空であるにもかかわらず、いつのまにか、本件短刀が本件殺人の凶器であることとして訴追側のストーリーが進んでしまったということを示唆するものであり、真実は、8月以降のある時期において、捜査機関によってどこか不明なところからもたらされた本件短刀を、本件殺人の凶器として扱うことと決められた。それで、当初は、8月30日に発見をしたという線で誘導されて証言がなされたところ、証拠のつじつまが合わなくなつてという経過を辿ったのではないかということ推測されるものである。

7月9日の発見・領置という物語へと、事後的に変更がなされたと思われる。

それ以外にこの異常さは解釈できない。

(3) 本件短刀捜索の端緒となる供述があいまいであること

本件短刀が発見されたのは昭和27年7月9日であるとされている。同日付の捜査報告書によると、発見に至った凶器の捜索の端緒については、「被疑者藤本松夫が●ウ●に対し包丁を●Q●の小屋に置いているから直ぐ取りに行く様に実家に言ってくれと云ふ意味の●イ●の供述にもとづき該包丁の捜査を為した処」包丁を発見したとされている。

ここで、「●イ●」は「●ウ●」と事後的に訂正されているが、信用性に問題がある。同年8月30日付実況見分調書では、「参考事項」として、「昭和27年7月6日午後10時頃被疑者藤本松男が●イ●に対し包丁を●Q●の小屋においているから直ぐ取りに行く様実家に云って来れと云つた●ウ●供述により」などとされているからである。つまり、7月9日には●イ●供述を元にしてきたのが、8月30日には●ウ●供述が元になっている。のみならず、事件本人から包丁のことを聞いた人間が、7月9日の訂正前には「●イ●」、8月30日も「●イ●」である。

ところが、捜査段階で録取された●イ●の複数の供述では、そのようなことを事件本人から聞いた旨の供述は、ただの一つも存在しない。本件短刀が発見・領置されたという7月9日の時点では、「包丁」について存在していた供述は、●ウ●のものがあるばかりである（7月8日付●ウ●員面）が、●イ●が聞いたなどという記載はない。

●イ●の最も早い段階の供述調書は7月9日付員面であるが、それには、「包丁」を小屋等に置いてあるなどと事件本人から聞いたという意味の供述は、一切録取されていない。それどころか、その●イ●の供述では、事件本人は、当夜、「ドス」のようなものを手にしていた旨の供述となっている。さらに、●イ●は、昭和27年9月13日の検察官調書においても、7月6日に事件本人に会った際、「松夫がその時包丁をどこかに置いてあるとは云わなかったかとの御尋ねであります、その事は私は聞いておりません」と明確に供述しているのである。

●ウ●もまた、●イ●は事件本人から「包丁」を隠匿しただけの話を聞いてはいなかった旨を供述している。昭和27年9月1日の●ウ●に対する証人尋問において、●ウ●は、「包丁の話は、●イ●はきいていないのか」と問われて、「きいておりません。その話は●イ●が来る前のことでした。」と証言している。裁判官の面前で、●イ●は事件本人から聞いてはいなかった旨が証言されているのである。さらに、同日の検察官調書においても、●ウ●は、包丁を刺してきた話を事件本人から聞いたのは、「●イ●もまだ来」ない時であったと供述している。

以上から、7月9日付捜査報告書の「●イ●の供述にもとづき」という記載は明白に誤っている。また、事件本人が●イ●に「包丁」の話をしたという記載も明白に誤りである。そして、●イ●と●ウ●の供述は、「包丁」に関して、明らかに、内容がお互いに食い違っているのであるから、本当に当時二人から供述を得ていたというのならば、二人の供述を取り違えよ

うがない。

これらのことは、事件本人から聞いた者の供述をもとに搜索して本件短刀を発見・領置したというストーリーを事後的に作出したために、混乱して、取り繕いようもない矛盾、不自然さ、あいまいさを露呈したものであると思われる。

以上から、本件短刀を発見した搜索の端緒となった供述が極めてあいまいであり、到底信用が置けないことは明らかである。誰の情報に基づいて凶器の搜索がなされたのかが不明なのである。

(4) 架空の話は取り繕いようもない

ア 控訴審検証の位置づけ

以上のとおり、事件本人から聞いたという第三者の供述をもとに搜索したところ、昭和27年7月9日に供述とおりに本件短刀を発見し、適正に領置した、という一連の事実は存在しない。さらに、同年8月30日の本件短刀を使用した実況見分の内容も、真実とは到底言うことができない。

本件短刀なるものが、いつ、どこから、どのようにして、現れて収集がなされて証拠となったのかが不明なのである。いつのまにか現れて、関係者の十分な吟味も経ずに証拠として通用してしまっていた。

これらの証拠収集過程における重大な瑕疵は、昭和29年6月4日、控訴審で再度の検証が行われた際の指示説明において、他の証拠と矛盾をきたさないように関係者の説明が整え直されていった。これら事後的な手当てが施されたことにより、訴追側の物語は回復しえたのか。瑕疵は無視しえるまでになったのか。

到底そのようには言えない。

イ 控訴審検証の指示説明では疑問は解消されない

① 警察官・木本重義の指示説明

同検証における警察官・木本重義の指示説明は、昭和27年7月9日、

●ウ●の、事件本人から「包丁を●Q●の小屋に置いているから直ぐ取りに行くよう家の者に云うてくれ」と聞いたという供述に基づき、本件小屋を捜索したところ、本件短刀を発見した、というものであり、訴追側のストーリーをなぞっている。しかしながら、7月8日付の員面調書で●ウ●は「●C●ん上ん方ん小屋」と述べていたのであり、「●Q●の小屋」とは言っていない。「●Q●」とは地名であり、「●C●ん上ん方」とは異なるのである。また、既に詳述した本件短刀の取扱いの不自然さについても疑問は一切解消されない。

② ●ウ●の指示説明

また、●ウ●の指示説明では、「包丁を肥料小屋の土手に差しているから」と事件本人から聞いたと述べており、昭和27年7月9日付捜査報告書や同年8月30日実況見分調書など捜査機関の報告と符合するような説明になっている。しかしながら、同年7月8日付の員面調書で●ウ●は「●C●ん上ん方ん小屋」と、どの小屋かを特定せずに述べていたのであり、「肥料小屋の土手に差している」とは述べていなかった。

③ ●イ●の指示説明

加えて、●イ●の指示説明では、「刺身包丁を●Q●の肥料小屋においている」と事件本人から聞いた旨が述べられている。しかしながら、捜査段階において、●イ●は、一貫して、事件本人は「ドス」を手に持っていた等と供述していたのであり、包丁の隠匿については、一切、何も供述していなかった。のみならず、「松夫がその時包丁をどこかに置いてあるとは云わなかったかとの御尋ねであります、その事は私は聞いておりません」とまで述べていた（昭和27年9月13日検面調書）。

ところが控訴審での指示説明では「果たして刃物を握っていたかどうか判然とした事は言えません。」と述べて、「ドス」を持っていたという供述から変遷している。

このような指示説明は、事件当日の夜にドスを持っていたという●イ●の供述が、本件短刀を凶器であるとする一審判決の認定を相反するために、事件から2年後の控訴審において、強引に変更させられたことを示唆している。

そもそも、昭和27年9月1日の●ウ●に対する証拠保全手続きにおいて、●ウ●は、「包丁の話は、●イ●はきいていないのか」と問われて、「きいておりません。その話は●イ●が来る前のことでした。」と明確に証言しているのである。また、同日の検察官調書においても、●ウ●は、包丁を刺してきた話を事件本人から聞いたのは、「●イ●もまだ来」ない時であったと供述しているのである。

このように、●イ●が直接は事件本人から包丁の隠匿について何も聞いていないことが、最初から控訴審のこの時に至るまで、捜査機関の前でも、裁判官の前でも、繰り返し語られていた。にもかかわらず、事件から2年後の控訴審の検証になって突如、それまで全く語られなかった物語が指示説明の形で語られた。しかもそれは訴追側のストーリーに沿った物語である。

④ 小括

このような不自然な供述内容の変更が、その時の供述者の記憶に忠実に語られたものであるはずがない。

控訴審において、本件短刀の発見端著に関する供述に、このような変遷がなされ、しかも裁判所がその変遷の理由を問いただすことなく、これをそのまま受け入れているという事実は、裁判所までもが事件本人を犯人と決めつけ、その認定に相反する証拠を整理するという形で審理を遂げたことを意味するのであって、本件裁判がハンセン病患者に対する偏見と差別を背景としてなされたことを物語っている。

そのうえで、●イ●のこうした供述内容の変遷ないし迎合が「無らい

県運動」の最中において身内からハンセン病患者が出たという「負い目」に加えて、「殺人犯人」となったという事実によって、●イ●ら親族が、どれ程地域社会において孤立した状況におかれていたのかという背景ぬきには到底理解しえないことであり、こうした苦境にまるでつけこむような形で、●イ●に供述の変更を迫った側の背信性を明らかにするものであって、到底許されないものである。

3 一連の手続の全体に瑕疵がある

(1) 本件短刀は客観的証拠とはいえない

本件確定判決は、事件本人が所携の短刀（領第11号）を以て被害者の頸部その他を突刺し或は切付け、これによって致命傷を負わせたものとする。つまり、本件短刀が本殺人事件の凶器であり、事件本人がこれを使って殺人を行ったという認定である。殺人事件の凶器は、最も重大な証拠の一つであるから、その採取手続の正確性と適切性には相応の注意が払われてしかるべきである。

しかしながら、以上に述べたところから、本件短刀なるものは、いつ、どこから現れたのか、どのように採取されたのか、どのように証拠となったのか、全くあいまいである。いつのまにか捜査機関によって浮かび上がらせられた本件短刀は、矛盾に次ぐ矛盾に満ちた存在であり、後日のとりつくろいでは到底覆うことができない多数の問題を抱えており、客観的証拠とは到底言うことができない。

そのような物が、さして疑問をもたれずに、あるいは後日の形だけの取り繕いのもとに、本件殺人の凶器であるとされ、そして本件短刀を事件本人が所持していたという事実認定がなされたのであった。ここまでのずさんな捜査、ずさんな証拠の取扱い、そしてずさんな事実認定は、通常の刑事裁判ではほとんど考えることができないくらいである。

(2) 犯人性の認定は維持し得ない

本件短刀が凶器であること、そして事件本人がこれを事件発生から近い時間

と場所において所持していたことは、犯人性を支える基本的かつ重要な事実である。

事件本人が事件発生から近い時間と場所で、本件短刀を持っていたというためには、次の事実のつながりが必要となる。すなわち、(1) 事件本人が本件短刀を小屋に隠したと第三者に話をしたこと、(2) 当該第三者が事件本人から聞いた話をそのとおりに捜査機関に話をしたこと、(3) 当該第三者の供述に基づき捜索をしたところ、話のとおり本件短刀が発見されたこと、(4) 発見された本件短刀が間違いなく適正に領置されたこと、である。

これを本件確定判決のストーリーに照らして言うならば、①昭和27年7月6日の午後10時頃に、事件本人が●ウ●宅に行き、●ウ●に対して本件短刀を小屋に差しておいたと話をしたこと、②同年7月8日、●ウ●がその旨の供述を警察でなしたこと、③同年7月9日、その供述に基づき警察官が捜索したところ、事件本人が●ウ●に話をしたという内容のとおり●ツ●所有の農具小屋から本件短刀が発見されたこと、④同日、警察官が当該農具小屋において本件短刀を領置したこと。以上の捜査の一連の流れが、間違いなく、かつ適正になされたことが確かめられることが、事件本人の所持の認定には必要である。

ところが、本書面で述べてきたように、それぞれの事実や事実のつながりが真実であるなどとは到底言えない。一連の証拠はいずれも信用できるものではなく、訴追側のストーリーは架空のものであると言わなければならない。また、それぞれの証拠収集にかかる捜査手続は不適法かつ不相当なものであり、もはや一連の手続全体が瑕疵を帯びていたと言わなければならない。

事件本人が、本件殺人の発生から近い時間と場所とにおいて、本件短刀を所持していた、などと言えないことは明らかである。犯人性を支える本件短刀と事件本人との結びつきは全く認められず、本件確定判決の犯人性の認定において、根拠となった最も重要な事実が、根本から覆されているという他はない。

(3) 一連の司法手続の全体が差別と偏見で歪められていた

本件のようなずさんな捜査、ずさんな証拠の取扱い、そしてずさんな事実認定は、通常の刑事裁判ではほとんど考えることができない。もはや、本件は、捜査から公判に至る一連の過程の全体が瑕疵を帯びていた、と言うべきである。

にもかかわらず、本件確定判決は、それを看過した。本件に携わった司法関係者は、一連の疑問の前を通り過ぎた。全体を通じた疑わしさを前にしながら、しかし有罪判決に向けて、疑問に蓋をして通り過ぎたのである。

そのことで、穴だらけの事実認定が残された。

捜査機関も、裁判官、検察官そして弁護人など法曹関係者も、被疑者・被告人がハンセン病患者であるという偏見のもとに、「こいつがやったに違いない」という思い込みのもとに、真実を謙虚に見ようとせずに、有罪判決に向けて動いていったのだと考えられる。そのようにして、一連の司法手続の全体が偏見と予断に満ちたものとなり、そして死刑判決まで続いていったのであった。

第6 事件本人の「自白供述」の問題点

1 序論

事件本人の供述の問題点については、趣意書の第三章、第2の5において既に指摘したところであるが、事件本人の「自白供述」がとられる以前の逮捕手続及びその後の手続を具体的に検討すれば、その存在すら疑わしいし、仮に存在するとしても、事件本人の供述は違法な状況下でなされたこと及び任意性に疑義を生じさせる客観的状況下で行われたことが明らかである。

本項では、趣意書における論旨の補充として、事件本人の供述のうち逮捕日及びその翌日の「自白供述」が獲得されるまでの手続は通常では考えられないくらい異様なものであり、そのことが事件本人の供述の成立及び証拠能力に大きな影響を与えたことを指摘する。

2 本人の供述録取書、員面調書とされるものが作成されるに至った経緯とその異様性

(1) 逮捕手続の違法性

本件において、事件本人は、昭和27年7月12日午前11時ころ逮捕された。事件本人は逮捕される際、何も武器をもたずさらには逃げ場のない状況に追い込まれていたにもかかわらず警察官から発砲され、右腕に重傷を負っている。逮捕時の具体的状況下において、事件本人の身体に向けて発砲しなければ逃亡が避けられないという状況ではなかったし、また発砲しなければ警察官や周囲の者らに危険が及ぶという状況もなかった。本件における逮捕の際の発砲は明らかに不必要・不相当なものであり、逮捕手続において重大な違法が存在すると言わざるを得ない。

ア 本件において逮捕の際の状況は以下のとおりである。

逮捕時、事件本人は農小屋で寝ており、そこに警察官二人（阿蘇品巡查、大城戸巡查）と事件本人がいると聞いてかけつけた親族ら三人が踏み込んだ（第4回公判（昭和29年5月7日）阿蘇品定雄供述調書、同大城戸清次供述調書）。

警察官が小屋に来たことに驚いた事件本人は、あわてて小屋を飛び出した。小屋は農道から約3メートルの高さのところに位置していたが、小屋の裏は崖（がけ）になっていたため、裏からは逃げられず、事件本人は小屋から農道へ飛び降りた。そして、農道の上の方に逃げていった。一人の警察官が、追いかけてながら「逃げると射つぞ」と叫んだが、事件本人は逃げることをやめず、警察官は逃げる事件本人に向かって二発発砲した（昭和28年4月2日検証調書のうち、大城戸巡查の供述）。その弾丸は命中せず、事件本人はさらに逃げていったものの、前方からもう一人の警察官が出てきたため、一旦引き返し、小屋があったのとは反対側の農道横の土手を下りて田の畦道に入って逃げ続けた（同検証調書のうち、阿蘇品巡查の供述）。

事件本人が逃げ込んでいったその田は、四方を土手で囲まれたような窪

地になっており、畦道を走っていけば土手にいきあたり、しかもその土手は急な傾斜で簡単にはよじ登っていくことができない土手であった（同検証調書の図面）。

そして事件本人が畦道の先の土手のあたりに来たところで、農道上から阿蘇品巡査が事件本人めがけて二発発砲し、その一発が事件本人の右腕を貫通した（同検証調書のうち阿蘇品巡査の供述）。しかし阿蘇品巡査が農道上から発砲した時点で、大城戸巡査は田の中の畦道にいたのである。

事件本人は阿蘇品巡査が発砲した弾が命中し、その場に倒れこみ、逮捕された（昭和27年7月12日実況見分調書）。事件本人は逮捕時には、凶器は携帯していなかった。

イ 上記具体的事実から分かるのは、次の点である。

① 事件本人は、身を潜めていた農小屋からあわてて飛び出しており、武器を持ち出す時間はなかったし、逮捕時に武器を携帯していなかったため、事件本人は丸腰の状態であった。

② 事件本人は、逮捕の場所の客観的状況からして、逃げ場のない状況に追い込まれていた。つまり、事件本人は前後から警察官に挟まれ、田の畦道に逃げ込む他なく、しかし逃げ込んでいったその田は、四方を土手で囲まれた窪地になっており、畦道を走っていけば土手にいきあたり、しかもその土手は簡単にはよじ登っていくことができない土手であった。

さらに最後に警察官が発砲したときには、もう一人の警察官が、既に田の畦道におり、事件本人にもう少しで追いつかんとするところであった。

③ 事件本人は必死に逃げただけであり、逮捕しようとする捜査官に抵抗したり、攻撃を加えようとしたりすることはなかった。既に述べたように武器を携帯していなかったし、素手で抵抗するということもなか

った。

これらの事情からすると、警察官らが逮捕の際に拳銃を用いる必要性は全くなかったといえる。

ウ 一方で、警察官らは、

- ① 直接取り押さえることを試みておらず、最初から事件本人に向けて発砲している。
- ② 合計4回も被告人に発砲している。
- ③ 阿蘇品は事件本人まで10メートルもないところから事件本人に発砲しており、比較的近い距離からの発砲をしている。
- ④ 受傷した部位からすると、発破が、逃走防止のための威嚇、あるいは下半身に向けてのものではなく、身体の枢要部をねらった可能性がある。本件が殺人という重大事件であるとしても、捜査機関である警察としては、まず犯人を安全に確保しなければならないはずであるが、そのような観点は全く欠落している。上記警察官の行為は、必要性に照らすまでもなく明らかに常軌を逸している。

エ 逮捕における有形力行使の正当化根拠

もちろん、被疑者を逮捕する際には、一定程度有形力の行使は認められている。しかし、実力行使が許容されているといえども、警察比例の原則のもと必要最小限度のものでなければならない。場合によっては武器の使用も認められるが、武器の使用が認められるのは、「逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合」であって、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度」でのみ認められるのである（警察官職務執行法7条）。

本件においては、上記基準に照らして考えるまでもなく、必要性・相当性のないことは前述したように明らかである。

オ 小括

以上からすると、本件逮捕の際の発砲行為は、客観的に見て人の死を招く危険な行為であることは間違いないから、その適法性・正当性を説明できない以上、殺人未遂と評価せざるを得ない。明らかに重大な違法行為なのである。

(2) 事件本人の重症と不十分な治療

事件本人は、右腕貫通により右前腕貫通銃創並右尺骨複雑骨折という重大なけがを負ったにもかかわらず不十分な治療しかなされていない。重大な結果に比して警察官や医師らの対応は通常では考えられないほど粗末な対応であった。

ア 負傷の重傷度

信岡医師の診断書によると、右腕貫通により右前腕貫通銃創並右尺骨複雑骨折で全治7週間を要するとされている。この診断書の内容からしても事件本人の負傷の重傷度が分かる。

また、事件本人の受傷した箇所からは、以下のとおり大量の出血があったことがうかがえる。

- ① 逮捕現場に向かった警察官は、「逮捕現場付近で見た時手首に近い所の小さな傷しか気づかずそこは少し血がにじんでいる程度なのに肘の辺りからズダズダン血が落ちていたのでおかしいと思っていた」と述べている（第2回公判（昭和29年3月10日）●ム●供述調書）。
- ② さらに、逮捕時に発砲して事件本人に命中させた阿蘇品巡査は、「そのタオル（この以前の文脈からすると、逮捕直後に事件本人の母親が事件本人の腕を吊ってやったというタオル）には真っ赤な血がついていたので駐在所で応急手当をする際確かに取り脱し、それからは手錠にかけていたタオルで吊っていったのです。」と述べ、裁判官からの「そんなに血が出ていたか」という問いにも、「左様です。」と答えている。

また、「運ぶ途中も血が落ちていましたし、タオルは真っ赤になっておりました。」とも述べている（第4回公判（昭和29年5月7日）阿蘇品定雄供述調書）。

③ 逮捕時に現場にいたもう一人の警察官である大城戸巡査は、裁判官からの「駐在所から信岡病院に行くまでは傷の所から血が出ていたか」という問いに対して「大分出ていたと思います。」と答えている（第4回公判（昭和29年5月7日）大城戸清次供述調書）。

④ 逮捕直後に連れて行かれた駐在所にて、応急処置をした医師は、「私は外科ではありませんので、私では手当に困る位ボトボト（血が）落ちておりました。」と述べ、裁判官からの「二箇所（二箇所）の傷から同じ程度に出ていたか」という質問には、「肘の所からが酷く、手首の所からはあまり出ていませんでした。」と答え、「シャツを通して出血していたか」という質問にも「左様です。」と答えている（第3回公判（昭和28年4月9日）工藤和子供述調書）。

弾丸が右腕を貫通したことによる、複雑骨折という診断からして、事件本人の負傷の程度は重篤なものであったのは明らかである。さらに大量出血を伴っており、この状態を放っておけば命も危険にさらされるため、一刻も早く適切な治療を受ける必要性が高かったのである。

イ 警察官らの不十分な対応

しかし、早急な治療の必要性が高かった一方で、警察官らは

① 事件本人が右手首を負傷していたにもかかわらず、その傷をかばうことなく、手錠をかけている（第2回公判（昭和28年3月10日）被告人供述）。

② また、逮捕現場で早急に行うべき止血の措置等の応急措置（血を拭き取ったり、腕を高い位置に保つ、紐状のもので縛るなど）もとられておらず、逮捕現場でやったことといえば、母親がタオルで腕を吊ってやっ

ただけであった（第2回公判（昭和28年3月10日）被告人供述）。

- ③ また、警察官らは応急措置はおろかどこをどの程度負傷したかの確認さえしておらず、駐在所において、体のどの部分を負傷しているのかを確認している。

犯人の身柄を確保した際に通常は、被疑者の身体の状況を確認するものであるし、今回のように警察官の発砲により負傷している場合には、特にどの部位を負傷させたのかを確認し、逮捕時に負わせたものとそうでないものを確認しなければならないはずである。本件で警察官らはそのようなことを全くしていないし、逮捕現場での応急処置も一切していない。

事件本人は抵抗することもなく、手錠を掛けられていたのであるから、事件本人が暴れて対応がとれなかったという事情もないし、逮捕現場には2名の警察官がいたのであり、その後さらに2名の警察官と合流しているのであるから、確認作業が不可能な事情があったとも言えない。

この点からも通常事件とは異なる異様性があらわれているといえよう。このような事態が起こった背景には、捜査官にハンセン病である事件本人に対する差別意識があったことは明らかである。

ウ 治療の中身

- ① 駐在所での応急措置は「村の女医」（おそらく内科医だと考えられる。）が行っている。そこではじめて事件本人のシャツの袖を切り取り、肘の傷が確認されているが、専門外の医者が処置を施しており、再び不衛生なタオルで事件本人の腕を吊るなど（第3回公判（昭和28年4月9日）工藤和子供述調書）、ずさんな処置しかなされなかった。
- ② その後、事件本人は信岡病院に連れて行かれている。事件本人が「5時になれば電気がくるが・・・」と信岡医師が言っていた（第3回公判（昭和28年4月9日）信岡徳供述調書）と証言していることからすると、5時より少し前には、病院に着いていたものと考えられる。逮捕の時刻

が11時頃であったことを考え合わせれば逮捕から数時間後であった。

- ③ 信岡病院での治療の内容としては、腕を切開して折れていた骨を接ぎ縫合して副木をあてて包帯するというものであった。信岡医師は、その治療を行うにあたって「患者が悪質の病気と聞いたので、他の患者との関係もあり速急に手当して帰ってもらうのが先決と思いました」、「大急ぎで」治療したなどと証言し、また「レントゲンを撮らず手探りで骨折の見当をつけ治療した」などとも述べている（第3回公判（昭和28年4月9日）信岡徳供述調書）。

誰でも等しく治療行為を受けることができるはずの病院においても、「悪質の病気」という認識のもと、不十分でずさんな治療しか行われていなかったことが分かる。

エ 小括

以上より、事件本人が負った傷の程度からすると、早急に治療する必要が高かったにもかかわらず、早急に治療がなされていないばかりかその治療の中身も十分な治療がなされているとは到底いえない。

3 本人の供述録取書とされるもの及び本人の員面調書とされるものの中身と評価

事件本人の供述調書のうち、いわゆる自白調書は、逮捕当日に取られた弁解録取書と供述調書、逮捕翌日の供述調書（以下これらを総称して「本件各『自白』調書」という。）である。その中身については、趣意書で述べたところであるが、再掲する。

A 7月12日付弁解録取書

殺害の事実と動機について記載されている。

殺害の事実については、被害者を「ガマ」で突き刺して殺したと述べ、動機については、事件本人がライ患者となったのは被害者のせいであることから被害者を怨んでいたと述べている。なお、調書末尾の署名は警

察官が代署し、事件本人が指印している。

B 同日付員面調書（24頁に及んでいる。）

身上関係、菊池恵楓園からの逃走とその時の服装、逃走後の行動、殺意の形成等が記載されている。

殺人事件に関するものとして、菊池恵楓園逃走時に刃物を持っておらず、その後、さびついた草刈鎌を入手したこと、被害者に殺意を抱いたのは親戚の冷たい態度から自殺するほかないと考えたが、その原因は被害者にあることから被害者を殺す決意をしたこと、被害者を殺した行為については弁解録取の際に話したとおりであること、が記載されている。

なお、ここでも調書末尾の署名を警察官が代署し、事件本人が指印している。

C 7月13日付員面調書

上記Bの調書で話した以後の行動経緯、菊池恵楓園からの逃走の動機、被害者を殺害した状況、殺害後の行動、凶器の処分等について記載されている。

殺人に関する内容として、被害者に会って被害者から棒で2度殴打された際、被害者を殺すことを決意したこと、腰に下げていた草刈鎌で被害者の胸付近を強く突き刺したこと、間もなく被害者が倒れたので夢中になって突き刺したこと、その後、●ウ●と●イ●に会い被害者を殺してきたと告げたこと、その時に草刈鎌を右手に持っていたがその後山道の傍の藪の中に捨てたこと、凶器は草刈鎌であり匕首や日本刀や短刀ではないこと及び一日も早く死刑になることを願っていることが記載されている。

なお、ここでも調書末尾の署名を警察官が代署し、事件本人が指印している。

(1) A及びBの調書がとられたときの状況

ア Aの調書については、警察署についた直後になされたものと思われる。Aの録取書は短い、Bの調書は24頁にも及ぶ。これが本当にその際に聞き取りをして作成されたものなのであれば、深夜に及ぶ取調べが行われていたものと考えられる。

イ 取調べ直前及び取調べ時の事件本人の状況は以下のとおりである。

- ① 「私は先生の治療が終わってどんなふうにして自動車に乗せられましたか」との事件本人の問いに、信岡医師は「皆で抱えてのせた様に記憶しています」と答えている（第3回公判（昭和28年4月9日）信岡徳供述調書）。
- ② 取調べを担当した捜査官である珠林兼三郎は、「信岡病院から署に来てからは『痛い、痛い』と言って居りましたが『きついきつい』『水を飲ませてくれ』『余り寝ていないから眠い』とって苦痛を訴える方がひどかった様に思います。」と述べている（第4回公判（昭和29年5月7日））。
- ③ 信岡医師は、「翌日の午前一時ころ警察から藤本がいたがって眠れぬとっているから何とかしてくれと言って来ましたのでねむり薬（粉薬）を持たせてやり、午前四時ころまた使いが来たので今度は私が警察の留置場に行ってみましたところ大分興奮しているようでしたのでねむり薬の注射をしてやりました。その後同日の午前九時頃と午後八時頃の二度また私が出掛けて行って痛み止めの注射をしてやりました。」と話している（第3回公判（昭和28年4月9日）信岡徳供述調書）。

こうした医師の供述は、当日の事件本人の苦痛が耐え難いまでに異常なものであったことを端的に示している。

蓋し、午前1時という時間帯に薬の処方だけが求められただけでなく、更に、午前4時に医師が往診して鎮静剤を注射しなければならなかったというものだからである。

こうした事実は、苦痛が当日午前1時ころ始まったのではなく、逮捕直後から既に生じていたことを意味することが明らかである。

ウ 小括

以上からして、信岡病院での治療終了後、事件本人は、一人で歩いて車にも乗れない状態であったのであり、その後警察署に着いてからも、警察官に苦痛を訴えており、逮捕の際の発砲による負傷や逃亡の疲れなどにより極限状態にあったものと考えられる。

また、逮捕当日の深夜には、合計2回もの痛み止めの処方をしてもらっており、事件本人の負傷による苦痛というのは、尋常ではなかったと思われる。痛み止めを処方される前であるA及びBの調書がとられた取調べがなされていたときにも、激しい痛みが伴っていたものと考えられる。

(2) Cの調書がとられたときの状況

またCの調書がとられた取調べについても、深夜1時に1回、午前4時に1回、午前9時に一回の後の取調べであり、全く眠れていない状態であり、過酷な状態であったことは間違いない。

(3) 調書の評価

上記のような事件本人のおかれた状況からすると、そもそも、取調べをすること自体が違法であると考えられ、本件各『自白』調書は、そのような違法な取調べにより得られた直接の証拠であるから、違法収集証拠と評価すべきである。警察官自ら重傷を負わせた上に、十分な治療もせず、取調べに応じることのできる程度の体力を回復させるだけの休息も与えず、負傷による痛み・苦痛を考慮しないまま行われた本件取調べは、本来取調べに応じられる状況ではないにもかかわらず、取調べ受任義務を課したものといえるからである。

そして取調べ時の事件本人の状況だけでなく、調書の中身にも踏み込んで検討するならば、Aの調書については短く、内容としても捜査官に既に判明

していた、もしくは捜査官のストーリーに沿ったものがすべてであり、秘密の暴露にいかないまでも事件本人が自ら話さなければわからないという内容は一切ない。そして事件本人がおかれていた上記のような取調べ時の状況に鑑みれば、取調べ担当者が、負傷し疲れ切った事件本人を誘導し、調書を作成したであろうことが容易に想定できる。Bの調書についても、Aの調書と同様であるし、加えて24頁にも及ぶ供述調書を作成するための取調べに事件本人が耐えうる状態であったとは到底考えられない。特にBの調書の殺人に関する記載は、目新しいものは全くない。

Cの調書については、殺人の点についてもBの調書よりも詳細なものになっているものの、●イ●と●ウ●に殺害を告げた点については、両名は逮捕前日の7月11日に既に裁判官の面前でその旨証言しており、何ら新規性のあるものでもない。むしろ、事件本人の供述が●イ●・●ウ●の証言に沿った内容となっているのである。また、「凶器は草刈鎌であり匕首や日本刀や短刀ではないこと」という供述については、誘導がなければ絶対に出てこない供述である。おそらく、凶器の点について●イ●らの証言内容と異なっているため、敢えて記載したものと思われ、警察官が●イ●と●ウ●の証言を意識していたことは明らかであり、できる限り両名の供述に沿って調書を作成しようとしていたことがうかがえる。

(4) 小括

以上から本件各『自白』調書については、調書が作成されたときの事件本人の状況及び調書の内容からすると、捜査官の強い誘導のもと作成されたものであるといえる。供述調書のうち、犯行を自白した部分についても、本人がそのような内容を自発的に話したとは到底考えることはできず、自白供述の存在自体が疑わしい。

これは、逮捕時の受傷による苦痛から解放されたと思われる時期におけるCの調書以降の事件本人の供述調書においては、殺人事件について否認して

おり、その後公判廷でも一貫して否認を貫いていることから裏付けられている。すなわちCの調書以降の調書は、D) 7月17日付検面調書、E) 7月22日付検面調書、F) 7月30日付検面調書、G) 8月22日付検面調書及びH) 11月21日付検面調書（いずれも昭和27年）であるが、D及びEの調書においては殺人を明確に否認しており、F、G及びHの調書においては殺人について直接言明されていない。逮捕から5日経過した時点で、明確に否認するに至っている。これは逮捕から5日経ち、事件本人の容態が落ち着いて、体力、思考能力ともに回復して取調べに応じられる状態になったからだと考えられる。このように、数日経った後、否認に転じ、その後一貫して否認し続けているという状況からすれば、逮捕直後の自白調書は、本当に存在したかも疑わしいし、存在したとしても捜査官の強い誘導で作成された可能性が高い。

よって、本件各『自白』調書における犯行自白の供述は取調べ時の状況や自白の内容からしても、その存在自体が疑わしいと言わざるを得ない。

このような証拠を有罪認定の証拠の一つとした判決は、明らかに違法であり、大きな過ちを犯しているといえる。

4 証拠排除論

本件において仮に本件各『自白』調書のような自白供述が存在していたとしても、従来の判例に照らせば、これらの各調書は違法収集証拠として排除されるべきであるし、ましてや任意性を担保する客観的状況保障がないことは明らかであり証拠能力を欠くから、いずれにせよ証拠排除されるべきである。

(1) 違法収集証拠排除

ア 従来の判例からすると、捜査手続に令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、その手続により得られた証拠を証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定される（最判昭和53年9月7日

刑集32巻6号1672頁)。

イ そして逮捕手続に重大な違法があると認定し、逮捕手続後に任意に提出された尿及びその鑑定書の証拠能力を排除した例として、最二判平成15年2月14日刑集57巻2号121頁がある(他に逮捕手続に違法があり、その後得られた供述調書等を証拠排除した判例として大阪高判昭和50年11月19日、東京高判昭和60年4月30日、福岡高判昭和61年4月28日、東京高裁平成14年9月4日判時1808号144頁、福岡高判平成19年3月19日などがある。)。当該判例は、逮捕時に逮捕状の呈示がなく、逮捕状の緊急執行もされていないこと、さらには警察官はその手続的な違法を糊塗するため、逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜査報告書を作成し、公判廷において事実と反する証言をしているということをとらえ、逮捕は令状主義を没却するほどの違法があると判断し、逮捕当日に任意に提出された尿及びその鑑定書は逮捕と密接な関連を有する証拠であると評価されるから、証拠能力がないと判断したものである。

ウ 当該判例に照らして考えるならば、本件逮捕は上記述べてきたように逮捕の際に全く拳銃発砲の必要がないのに発砲したもので、その発砲を全く正当化できず(警察官職務執行法7条参照)、殺人未遂とも評価できるものであり、明らかに重大な違法がある。本件では逮捕令状が発布されているものの、このような逮捕行為は、捜査機関ではない裁判所が逮捕要件を確認し逮捕を許可することによって、捜査機関による行き過ぎた捜査を防ごうとした趣旨を没却してしまう。本件逮捕行為は極めて重大な違法が存在する。

さらに、殺人未遂とも評価できるような逮捕行為を行ったこと、また上述したように逮捕後に事件本人に触れようとせず負傷箇所の確認も行っていないこと、負傷した事件本人に十分な治療も休息も与えず取調べを続行していることから、警察官の人権の無視の姿勢は甚だしいし、警察官

らが予断偏見に基づき捜査を行っていたことも明らかである。このような捜査によって得られた証拠に証拠能力を付与し、有罪認定の証拠として許容するのであれば、被疑者の身体・生命の安全よりも捜査の必要性を重視する捜査、及び予断偏見に基づく捜査が横行することになる。

したがって将来の違法捜査の抑止の見地からして、本件各『自白』調書を証拠として許容することは相当ではないといえる。

エ なお、上記平成15年の最高裁判例は、違法逮捕後の尿及びその鑑定書の証拠能力を排除した事案であるが、自白を内容とする供述証拠についても、証拠物と同様、違法収集証拠排除法則を採用できない理由はない。

以上より、違法逮捕の直後に得られた本件各『自白』調書は、違法収集証拠として排除されるべきである。Cの調書については、逮捕の翌日に作成されたものであるが、事件本人が逮捕当日の夜に十分に眠れず、休息をとっていないことけがも回復していないことからして、逮捕当日に作成された供述証拠と同視できる。

(2) 自白の任意性について

自白の任意性については、取調べ時の外形的事情により判断されることとなる。つまり、任意性を担保する客観的状況保障があることが必要である。

ア 取調べ時の状況

本件において、取調べ時の具体的状況は上記述べてきたとおりである。

任意性に影響を及ぼす状況としては

- ① 事件本人は、弾丸の右腕貫通により右前腕貫通銃創並右尺骨複雑骨折で全治7週間を要する重傷を負っていたこと
- ② 大量出血を伴っていたことから、捜査官もその重傷度を知っていたこと
- ③ 取調べがなされたのは上記けがの治療のための手術をして間もない時間であったこと

④ 取調官は、事件本人が苦痛を訴えていることを知りながら、取調べを
続けていること

が挙げられる。

イ 供述の任意性

事件本人のけがの重症度は、客観的にみて明らかであったのであり、しかも事件本人自身、苦痛を訴えていたことは捜査官も知っていた。事件本人のけがの状況からすると取調べに耐え得ない程度のけがを負っており、しかも警察官らはそのことを認識しながらも、それに対する適切な配慮をせず取調べを続行したのである。これは本件各『自白』調書作成時のどの取調べにおいても共通する。そして、この状況は、取調べ自体が肉体的精神的圧迫を伴うもので強制といえる状況である。なお、本件各『自白』調書は、事件本人が署名できなかつたため、警察官が代署し、その下に事件本人の指印を押している。しかし、供述を強制したといえる状況下で、事件本人が調書に指印をしていることだけで事件本人が内容を認めたものであり任意性を担保できるとは到底いえない。

強制によって得られた自白は、当然証拠とすることができない（刑事訴訟法319条）。同様の類型の裁判例としては、入院加療を要する程度の病状にある被疑者に対し、細心の配慮を払わず、連日取調べをして得た自白の任意性を否定した岡山地決昭和47年2月15日（判タ277号369頁、判時668号103頁）、交通事故により後頭部に亀裂骨折などの傷害を負った重傷の被疑者をこの点の配慮なしにかなり長時間取り調べて得た自白は強制に基づくものとの疑いがあるとした新潟地判昭和48年9月6日（刑裁月報5巻9号1323頁）、相当重い痔疾の被疑者に対し、病状を押してほぼ連日取調べをして得た自白の任意性を否定した大地判昭和44年5月1日（判タ240号291頁）がある。

以上より、本件は違法の程度が重大であるため、任意性を検討するまで

もなく、本件各『自白』調書は違法収集証拠であり、証拠能力はないが、仮に任意性を検討するとしても、従来判例に照らしても、任意性は認められないといえる。

5 事件本人の「供述」の問題点のまとめ

本件における逮捕手続は通常の刑事事件では考えられないほどの異様なものであり、重大な違法が存在する。そして逮捕後、取調べに至るまでの経過及び取調べ時の状況も異様なものであった。警察官や関係した医師らも差別・偏見に基づく取扱いをしており、いくら重大事件の被疑者といえども保障されるべき生命・身体の安全というものは全く無視されていた。

このような状況において、事件本人が自ら犯行を自白したとは到底考えられないし、事件本人が内容を理解した上で、指印をしたとも考えられない。

仮に、自白があったとしても、それは違法な逮捕手続及び違法な取調べによって得られたものであるから、違法収集証拠といえ証拠排除すべきである。

さらに、違法な取調べであったのであるから、当然、任意性を担保する客観的状況保障はなかった。

よって、いずれにせよ本件各『自白』調書は、証拠能力はないというべきである。

第7 結語

以上のとおり、①ハンセン病を理由とする「特別法廷」は、既に憲法違反と認識すべき状態のもとで、裁判に関与した法曹のすべてが犯した過ちの一端にほかならない。そして、②本件確定判決が拠って立つ●イ●・●ウ●証人の供述調書は、違法な証拠保全手続によるものであって、証拠から排除されるべきものであるし、かえって、③事件本人の上衣に血痕付着が一切認められていないことは、事件本人の犯人性を明確に否定する事実である。さらに、④本件の凶器とされた短刀については、いつ、どこから、どのようにして現れたのかすら、全く不明なのであって、事件本人が本件の凶器を所持していたということ自体

が認定できないし、また、⑤事件本人が犯行を自白したとされる供述についても、その取調べ時の状況や自白の内容からして、その存在自体が疑わしいだけでなく、仮に存在するとしても、違法収集証拠として証拠排除されるべきものないし証拠能力の認められないものである。

これら本書面に取り上げた問題点だけからしても、本件確定判決が速やかに是正されるべきであることは、もはや明らかである。

以上

事件本人の持っていたとされる「刃物」についての親族の供述の変遷と捜査状況・採証状況

日付	●イ● の 供述		●ウ● の 供述		捜査状況(裏付捜査等)/公判における短刀についての採証状況	
	録取者	内 容	録取者	内 容	録取者等	内 容
S27.7.7					検案(信岡医師)	多数の切創, 刺創を認める。死因は失血死。
					解剖(世良医師)	7月7日に世良医師が解剖した際に本件凶器について、解剖着手直後に鎌ではなく刺身包丁らしきもの、さらに1時間経過後に刺身包丁ではなく短刀らしきものであると史料し、それぞれ捜査官に伝えていた。(S27.10.7付鑑定書記載)
S27.7.8			警察官	左手に、一尺くらいの布で巻いた何かを持っていた。(●ウ●が1人で)切れ物だと思った。●C●の上の方の小屋に包丁を差してあるから、取りに行ってもらいたい、と家族に伝えてほしいと言われた。包丁のことは、今まで事件本人家族には言っていない。		
S27.7.9	警察官	S27.7.6の午後10頃、●ウ●宅に来た事件本人と会った。その場で、事件本人は、「ドス」を右手に握っていた。ドスは抜き身で光っていて、長さは5~6寸。事件の後、隠れていたのは、●S●→●R●。凶器はドスだけで、鎌は見なかった				
S27.7.9					「包丁」を「発見」したことを内容とする捜査報告書及び、同「包丁」についての領置調書	事件本人が「包丁」を「●Q●(「●Q●」の当て字ではなく、地名)」の小屋に置いてきたと供述したのは、●イ●(●イ●同音の別の漢字)に対してとされている原文が、訂正印もなく●ウ●と訂正されている。また、事件本人が(訂正後)●ウ●に対して「包丁」の話をしてきたことを捜査官に対して話したのは●イ●(●イ●)とされている。立会人として、小屋所有者の名前の記載はない。
S27.7.10					逮捕状	同日付発行の逮捕状には、被疑事実凶器を「七首様」と記載している。
S27.7.11			検察官	恵楓園逃亡後は、肥料小屋・●R●辺りの小屋にいた。1尺余の棒のようなものをもっており、刃物だとは思いますが、はっきりとは分からない。		

			7月9日に領置されたはずの「包丁」を●ウ●が示された上でなされた供述は存在しない。		
S27.7.11 § 327証人尋問	—	S27.7.6の午後10頃、●ウ●宅に来た事件本人と会った。 そのとき、右手にはドス(脇差)のようなものを持っていた。 柄下が5寸くらいの七首のようなものだった。 ドスの入手先については、聞かなかったし、事件本人も言わなかった。 事件に使用したドスについて、どうしたかについては尋ねられていない。7月9日に領置されたはずの「包丁」を●イ●が示された上でなされた証言は存在しない。	—	S27.7.6午後10時頃、自宅に来た事件本人と会った。 そのとき、手に長さ7~8寸くらいの刃物を持っていたが、光らなかったので、何かに包んでいたと思う。 7月9日に領置されたはずの「包丁」を●ウ●が示された上でなされた証言は存在しない。	
S27.7.12	事件本人逮捕				
S27.7.12				警察官	事件本人の弁解録取書。殺害を自認。犯行の凶器を草切り「ガマ」としている。7月9日に領置されたはずの「包丁」を事件本人が示された上でなされた供述は存在しない。
S27.7.12				警察官	事件本人の供述録取書。殺害を自認。被害者殺害に使った凶器を盗んださびのついた古い草刈鎌とする供述。7月9日に領置されたはずの「包丁」を事件本人が示された上でなされた供述は存在しない。
S27.7.16	検察官	右手に七首のようなものを持っていた。 七首の柄に何かを巻いていたかどうかは分からない。 逃亡後、隠れていたのは●R●。 七首は、5~6寸に見えた。鎌のように見えなかった。 7月9日に領置されたはずの「包丁」を●イ●が示された上でなされた供述は存在しない。			
S27.7.17	検察官	前に、事件本人が持っていた物は七首のようなものだったけれども、はっきりしない。 草刈鎌のように刃が曲がっているようなものではない。 刃はあまり広くなく、柄のところは見えていなかったの で、どんな風についていたか分からない 7月9日に領置されたはずの「包丁」を●イ●が示された上でなされた供述は存在しない。			
S27.7.17				検察官	事件本人の供述録取書。菊池恵楓園を逃亡した後の状況を供述。被害者殺害については、明確に否認している。7月9日に領置されたはずの「包丁」を事件本人が示された上でなされた供述は存在しない。

S27.7.18					鑑定書 (世良医師)	昭和27年7月7日午後3時過ぎより行われた、世良医師による被害者の解剖に関する鑑定書。凶器に関して、「幅2.8センチメートル内外、棟の厚さ0.3センチメートル内外、長さ19.0センチメートル以上を算する鋭利なる刃器」と鑑定。
S27.7.22					検察官	事件本人の供述録取書。●イ●に対して被害者を殺した、と嘘を言ったときの状況を供述。被害者殺害については、明確に否認している。7月9日に領置されたはずの「包丁」を事件本人が示された上でなされた供述は存在しない。
S27.7.28					鑑定嘱託	鑑定事項は、以下の対象物についての血痕付着の有無。対象物は、草刈鎌(2本)、脚絆、白シャツ、帽子、タオル、白木綿シャツ、スプリングシャツ、血液の付着した紙片、血液のみであり、7月9日に領置していたはずの短刀については鑑定対象になっていない。
S27.7.30					検察官	事件本人の供述録取書。逮捕時の着衣や所持品に関して説明。7月9日に領置されたはずの「包丁」を事件本人が示された上でなされた供述は存在しない。
S27.8.22					検察官	事件本人の供述録取書。逃走後隠れていたときの様子を供述。7月9日に領置されたはずの「包丁」を事件本人が示された上でなされた供述は存在しない。
S27.8.26					警察官	短刀発見場所とされる小屋の所有者であり、事件本人の叔父の供述録取書。物置内に包丁等はおいておらず、通常は、農機具しか置いていないことを供述。捜査官は、領置されたものであろう「包丁」を示して供述をさせている。
S27.8.30						短刀発見場所とされる事件本人の叔父所有の物置小屋の実況見分調書「柄を上刃先を下方に向けて差し込んで在り一見して発見出来ない様に隠匿してあった」との記述。なお、参考事項として、「昭和27年7月6日午後10時頃被疑者藤本松男が●イ●に対し抱丁を●Q●の小屋においているから直ぐに取りに行く様実家に云って来れと云った●ウ●の供述により」捜査官が昭和27年7月9日に発見したとされている。
S27.8.30	警察官	この前話した事件本人が持っていた物は、長さが1尺くらい、中が8分くらい、刃のところが6寸くらいの刃物。ただ、暗かったこともあり、刃物だと断言はできない。 7月9日に領置されたはずの「包丁」を●イ●が示された上でなされた供述は存在しない。				

S27.9.1					検察官	事件本人の叔父の供述録取書。昭和27.8.26付検察官 面前調書と内容はほぼ同様
S27.9.1			検察官	●C●の上の方の肥料小屋の土手に包丁を刺してきたから、そのように●C●に伝えてくれ、と言われた 事件本人から上記のように言われたのは、まだ●イ● ●が来る前 7月9日に領置されたはずの「包丁」を●ウ●が示された上でなされた供述は存在しない。		
S27.9.1 § 227証 人尋問			—	包丁は、肥料小屋の土手のところにさしておいた、取りに行ってくれ、と言った(しかし、事件本人は、この包丁で被害者を刺したとは言っていない) 包丁を肥料小屋にの土手にさしておいたから、●C● に行ってくれ(「云ってくれ」を訂正)、と言われた。この 話が済んだ後に●イ●が来た。 (確認の質問を受けて)包丁の話は●イ●は聞いて いない。その話は、●イ●が来る前のことだった。 7月9日に領置されたはずの「包丁」を●ウ●が示された上でなされた証言は存在しない。		
S27.9.13	検察官	H27.7.6に事件本人に会ったときに、「包丁」をどこに置いてきたか事件本人から聞いていない。 H27.7.6に事件本人に会ったときに、事件本人が持っていた切れ物については、光って見えたように思うけれども、はっきりとは分からない。事件本人からこれで刺したと聞いたので、刃物ではないかと思っただけ。 7月9日に領置されたはずの「包丁」を●イ●が示された上でなされた供述は存在しない。				
S27.10.7					鑑定書 (世良医師)	昭和27年8月29日になされた鑑定嘱託に対する鑑定書。短刀への血液付着と短刀による創傷可能性の有無に関し、短刀への血痕付着を否定、創傷に関しては短刀において創傷可能とする内容。
S27.10.20					鑑定書 (北条医師)	昭和27年7月28日になされた鑑定嘱託に対する北条医師作成にかかる鑑定書。血痕付着の有無を内容とする。対象物に7月9日に領置していたはずの短刀については鑑定対象になっていない。

S27.11.21					検察官	事件本人の供述録取書。逮捕時に着ていた着衣及び所持していたタオルを示されて供述。7月9日に領置されたはずの「包丁」を事件本人が示された上でなされた供述は存在しない。
第 1 審 の 短 刀 に つ い て の 採 証 過 程						
S28.1.16 三回公判 調書						弁護人は検察官請求証拠すべてを同意し、弁解録取書の作成者である珠林兼三郎を調べた。
S28.4.2 検証調書					白木兼輔	<p>「白木兼輔は」「捜査中間き込みにより」農小屋に「刺身包丁をかくしてあるということを知り、珠林捜査主任の命により、木本、下田」と農小屋の「所有者●ツ●立ち会わせしめて、この小屋に刺身包丁を探しに来たのは、昭和27年8月30日午前11時頃でした。この小屋の出入り口のどこから中を覗きましたが在りませんでしたから中に入り入口から向って小屋の中に」「中央から右側に5、6束の(藁)が乱雑に入れてあったのをのけてみましたところ」「竹壁のところに切っ先を下方に向けて刺身包丁がさしてあるのを発見しました。その際包丁には錆がついていました。「小屋の中に被告人が寝泊りした形跡はありませんでしたが小屋の周囲を捜索した時「サイダーの瓶1本尻を下にし瓶の口を斜上にしておいて在り瓶の中には油と思われる様な液体が」「入っていて」「私は」「刺身包丁とサイダー瓶を領置すると共に実況見分書を作成しました。」(白木兼輔指示説明)</p> <p>「その池は」「雑木林に囲まれ小屋の西方及び西北方には灌漑用の溜池がある。」「刺身包丁の発見された農小屋は木造(竹丸太)葺平屋建て」(検証結果)</p>
S28.7.27 五回公判 調書					出口正治	「逮捕現場の実況見分を命ぜられて行き、なおそのとき現場で被告人の帽子、シャツ、杖、鎌、鶏肉、ゲートル、タオルなどを証拠品として押収しました。」
					白木兼輔	「その捜査中、●ア●が殺害された夜、被告人藤本松夫が●ウ●の家に行き●ウ●に対して●Q●の小屋に包丁を置いとるから取りに行ってくれといったという聞き込みにより昨年7月9日(月日の数字部分が、それぞれ8を抹消して7に、30を抹消して9に変更してあり、8月30日から7月9日へ変更してある。なお、同人に対する検察官の質問の月も8月から7月へ訂正されている)珠林警部補の命により、木本、下田巡査等と共に●ツ●所有の農小屋を捜査し、小屋の中から刺身包丁を発見し、その場で押収しました。」

					被告人	「しかしその短刀が私の物だという証拠がありますか。私はその短刀は全然見覚えがありません。」
第 2 審 の 短 刀 に つ い て の 採 証 過 程						
S29.3.25 北条鑑定 人尋問						「鑑定人に対し証第1号草刈り鎌及び証第11号短刀を示し」鑑定を命じた。
S29.4.9 信岡供述 調書					信岡医師	「腕に巻いていた包帯には血がついて」いたがそのほかに血がついていたか記憶にない。
S29.4.9 出口供述 調書					出口正治	タオルに血痕が「1箇所か2箇所くらいついていたように思います。」
S29.4.22 証拠調調 書(北条医 師)						「証第8ズボン1枚を示し」鑑定を命じた。
S29.5.7 四回公判 調書					阿蘇品定雄	(被告人が来ていたシャツに血がついていたか)「逮捕した当時は気づきませんでした、本署に帰ってから背中の方についているのに気づきました。」
					大城戸清次	(被告人を逮捕した時同人の衣服に血がついているところがあったか)「ズボンに点々と血がついて居りました。」(その血は拳銃で撃たれた傷から出たものとは思はなかったか)「その血と思いました。」
					珠林兼三 郎	(●ツ●の農小屋から発見された刺身包丁の様な刃物については(逮捕時)藤本はどう説明していたか)「私が凶器は刺身包丁ではないかと尋ねましたが、そうではない草刈り鎌だと云うて居ります。」(当時刺身包丁の現物はあったか)「県本部の鑑識課にやって居りましたのでありませんでした。」結局、遺体解剖に立ち会ったが、最初から凶器は鋭利なもの、それも鎌と匕首や短刀と比較した場合後者になるのではないかと考えていたのですが、信岡医師が鎌ではないかなというのでそうかもしれないと思う気持ちもあった、という。(●ツ●方の農小屋から発見した刃物は何といていたか)「包丁と言っていました。」(その包丁は見たか)「白木部長だったと思いますが領置してきたのを見ました。」(その包丁は錆だらけだったか)「錆だらけというほどではありませんが、相当錆がついていたと思います。」

		<p>木本重義 「捜査中●ウ●から藤本松夫が包丁を●Q●の小屋においているから直ぐ取りに行くように家の物に言うてくれと言うたと言うことを聞き込み、私は下田巡查、白木部長等と共に昭和27年7月9日此の小屋に捜索に来ました。初め小屋の出入り口から中をのぞきました外側も見て廻りましたが発見できず、中に入って良く探したところ出入り口を入り斜左隅の此の辺の竹壁に刃を下にして刺身包丁の様なものがさしてあるのを発見しました。此の包丁はなかなか発見できなかったところから見ても無造作に刺したのではなく隠した様にして刺したものと思いました。包丁を発見した時はこれが●A●の殺害に使った凶器ではなかろうかと思ひ、その日の中に血痕付着の有無を調べなお小屋の内外に血痕付着しているものはないかと綿密に捜索しましたが発見できず、ただサイダー瓶を此の辺で発見しただけでした。それで直ぐ近所にため池があるので血痕は洗ったものではないかとも考えました。」(現場指示説明)</p>
	<p>「昭和27年夏の夜遅く、藤本松夫が訪ねてきた時、私が松夫と話したのは此の辺でした。私は松夫が引き上げる時左手に長さ1尺位の幅の広くない白いものを持っているのに気づきました。しかしその晩は月夜でしたが曇っていて暗かったし、何かで包んでいたようにもあつたのでそれが丸いものやら四角なものやら平っぽいものやら判然わかりませんでした。懐中電灯だったかどうかもちろん判りません。それが刃物だったらピカピカ光るはずですが別に光もしませんでしたし、私としては今日でもそれが刃物だったようには思えません。松夫は右手には何も持たず、腰にも何も下げていなかったように思います。私は松夫からそのとき「包丁を肥料小屋の土手に刺しているからとりに行くよう家の者に言うてくれ」とか「●A●を殺つつけてきた」というようなことは●イ●が来る前から聞きましたはそのほかの細々したことは●イ●がよく聞いています。」(立会人説明)</p>	

		<p>「その晩は月夜でしたが曇っていました。」「そのとき松夫が「●ア●を殺って来た。これから●R●の山の方に云って死ぬからその前にちょっと別れに来た」というようなことを云うたので「相手は死んだか」と尋ねると「殺つ付けた」と言いながら、左手に刃物を逆手に握ったような恰好をし、打ち据えてる恰好をして見せました。それで私はそのとき松夫が刃物を左手に握っていたように思うのですが、果たして刃物を握っていたかどうか判然した事は言えません。そのとき松夫は柄のついた鎌とか棒のようなものは持っていなかったと思います。懐中電灯も気がつきませんでした。しかも握り飯は持っていた様で「飯は持つとる」という腰のあたりを振り向いてみました。しかしこれも実際に見たわけではないので、判然した事は判りません。それから松夫は「刺身包丁を●Q●の肥料小屋においでいるから●テ●に嫌疑がかかると困る。自分の家の者に取りに行くように言うてくれ」というと私と一緒に坂を下り東北の方に行く道を駆けていきました。その道はもちろん●R●の山の方にも行けませんが、●M●●C●部落のほうにも通じており●M●部落のほうには約1里位で途中●C●部落をとおらず直接新道にでられるようになっていきます。なお、刺身包丁はどうしたものか聞き漏らしたので判りません。」</p>			
<p>S29.7.19 鑑定書2 通(北条医師作成)</p>					<p>証第8号ズボンについて「このズボンを見るとこのズボンをはいていた人が他人から障害を受けたものと仮定して見た場合、倒れてしまっただけでも相当多くの外相をその身体に受けそれらの箇所からの出血が飛散付着したり、振り回す凶器からの血液が落下付着したり、またはそれらの争いの間にこのズボンをはいていた人の身体や衣類のどこかに付着した血液が更に何らかのはずみにこのズボンに付着するに至ったものもあろうと思われます。」として、被害者の着衣であることを前提にして鑑定している。</p> <p>証第11号短刀について「死体に存在していた26個所の創傷は総て同一の今日機で形成されたものであると断定する事は不可能であるが同時に同一の凶器を持って形成したものに非ず断定することも又不可能のもので判断される。即ち同一の凶器で形成可能の外傷であると判断される。」「証第11号のほうならばそのいずれも可能と判定されるが証第1号の方であると」「1直線状に途中皮下をつきぬけている真直な外傷」は「絶対形成不可能のものである。」「死体に存在していた大部分の外傷は証第11号の様な凶器で形成されたものと判定することが妥当と思われる。」</p>